平成２４年（フ）第４号
福島県いわき市平字鷹匠町１番地の４　熊谷荘、前住所千葉県松戸市新松戸南１丁目445番地　アーバンハウス202号
債務者　柳内　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８１０号
熊本市本山町222番地２―1102号
債務者　安仲　直美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８２７号
熊本市尾ノ上３丁目６番２号　ピュアパレス灰塚204号
債務者　前田　信英
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３５号
熊本市野中１丁目６番23号
債務者　奥村　望美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４５７号
大阪市天王寺区玉造元町２番29―501号
債務者　野津　裕志
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８号
大阪市城東区今福西３丁目12番16号
債務者　石田　光与
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１号
川崎市宮前区平３丁目９番29号、前住所川崎市宮前区有馬３丁目16番21号
債務者　新納　秀徳
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６７号
川崎市川崎区藤崎４丁目33番11号中山方
債務者　申　　玄子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
川崎市幸区小向西町１丁目14番地１　ライオンズマンション新川崎第２―709
債務者　馬場　英輝
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３４号
川崎市幸区神明町２丁目54番地１
債務者　齋藤　俊介
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４３号
川崎市宮前区有馬１丁目22番７―108号　アゼリア鷺沼
債務者　田中　幸紀
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４５号
川崎市多摩区長尾５丁目22番17号　ヴィラ・フローラ201、前住所川崎市麻生区高石３丁目35番12号　パーシモンハイツ202
債務者　垣崎　正博
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
川崎市中原区上小田中３丁目15番３号102、前住所川崎市高津区二子１丁目10番13号　木村マンション201
債務者　菅野　麻衣
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
川崎市中原区上小田中３丁目15番３号　メゾン・アカギ102
債務者　伊東　弥生（旧姓鉢呂）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
川崎市高津区蟹ケ谷60番地１　ニューウェルテラス第７日吉812
債務者　杉本　昌克
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係